

臨教第65号議案

神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

別紙（案）のとおり

令和5年3月24日提出

神奈川県教育委員会
教育長 花 田 忠 雄

（提案理由）

神奈川県教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部改正により、課内室長の職に関する規定が廃止されることに伴い、神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則について所要の改正をいたしたく提案するものです。

神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和31年神奈川県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号ア中「（課に置かれた室の室長（以下「課内室長」という。）を除く。以下同じ。）」を削り、同号イ中「、課内室長」を削る。

第3条第2項中「、課長若しくは課内室長」を「若しくは課長」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

新旧対照表

○ 神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則

新	旧
<p>第1条 (略) (付議事項)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事項は、教育委員会の会議に付さなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 次に掲げる職の任免、分限(イ及びウに掲げる職にあつては、休職を除く。)及び懲戒に関すること。 ア 理事、教育局長、県立高校改革担当局長、教育監、副局長、参事監、技監、教育参事監並びに本庁の室長_____、部長及び担当部長 イ 本庁の課長_____、参事、企画調整担当課長、管理担当課長及び担当課長 ウ (略) (7)～(24) (略)</p> <p>2・3 (略) (専決事項)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 教育長は、前項各号に掲げる専決事項のうち、その一部を教育局長、県立高校改革担当局長、教育監、本庁の室長、部長若しくは課長又は教育事務所若しくは学校事務センター若しくは学校その他の教育機関の長に専決させることができる。</p> <p>第4条・第5条 (略)</p>	<p>第1条 (略) (付議事項)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事項は、教育委員会の会議に付さなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 次に掲げる職の任免、分限(イ及びウに掲げる職にあつては、休職を除く。)及び懲戒に関すること。 ア 理事、教育局長、県立高校改革担当局長、教育監、副局長、参事監、技監、教育参事監並びに本庁の室長(課に置かれた室の室長(以下「課内室長」という。))を除く。以下同じ。)、部長及び担当部長 イ 本庁の課長、課内室長、参事、企画調整担当課長、管理担当課長及び担当課長 ウ (略) (7)～(24) (略)</p> <p>2・3 (略) (専決事項)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 教育長は、前項各号に掲げる専決事項のうち、その一部を教育局長、県立高校改革担当局長、教育監、本庁の室長、部長、課長若しくは課内室長又は教育事務所若しくは学校事務センター若しくは学校その他の教育機関の長に専決させることができる。</p> <p>第4条・第5条 (略)</p>

神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正の概要

1 改正の趣旨

職の廃止に伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

神奈川県教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部改正により、課内室長の職に関する規定が廃止されることに伴い、課内室長に関する文言を削除する。

(第 2 条第 1 項第 6 号、第 3 条第 2 項関係)

3 施行日

令和 5 年 4 月 1 日